

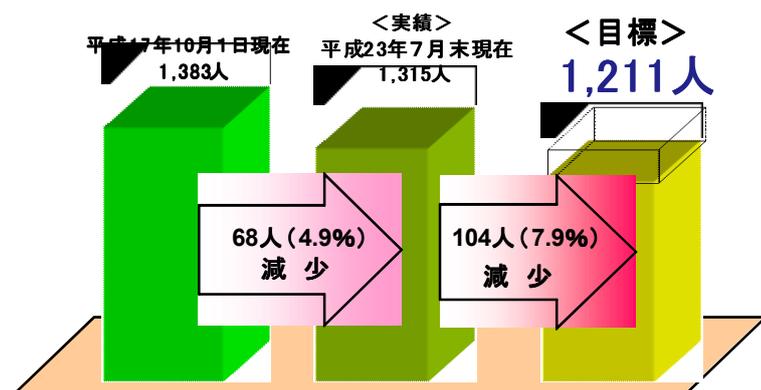
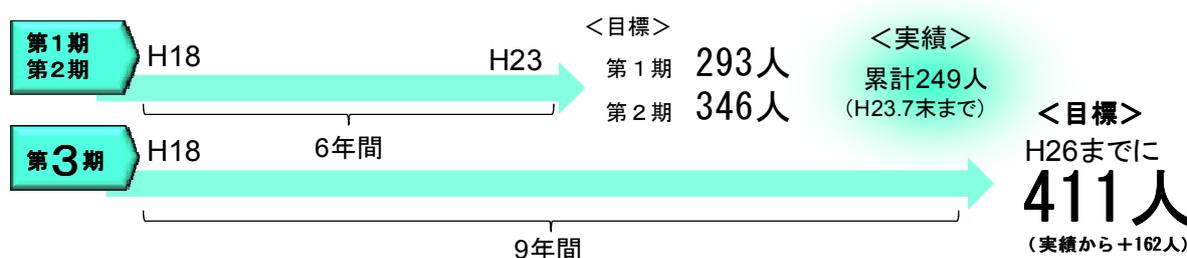
### Ⅲ 地域移行や就労支援の目標設定

地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、第1期及び第2期計画では、平成23年度を目標年度として、市町村からの積み上げを基本に数値目標を設定し、目標を達成するための方策を定めて取り組んできました。

第3期計画では、これまでの実績や地域における課題等を踏まえ、目指すべき目標を次のとおり設定します。

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成26年度末までに 入所施設 <sup>(※1)</sup> から地域生活へ移行する人の目標	411人
うち、平成23年7月末までの実績	249人
平成26年度末における 施設 <sup>(※2)</sup> 入所者数の目標(平成17年10月1日現在1,383人)	1,211人
平成23年7月末現在の施設入所者数	1,315人



国の基準：

(地域生活へ移行する人)  
平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上を基本

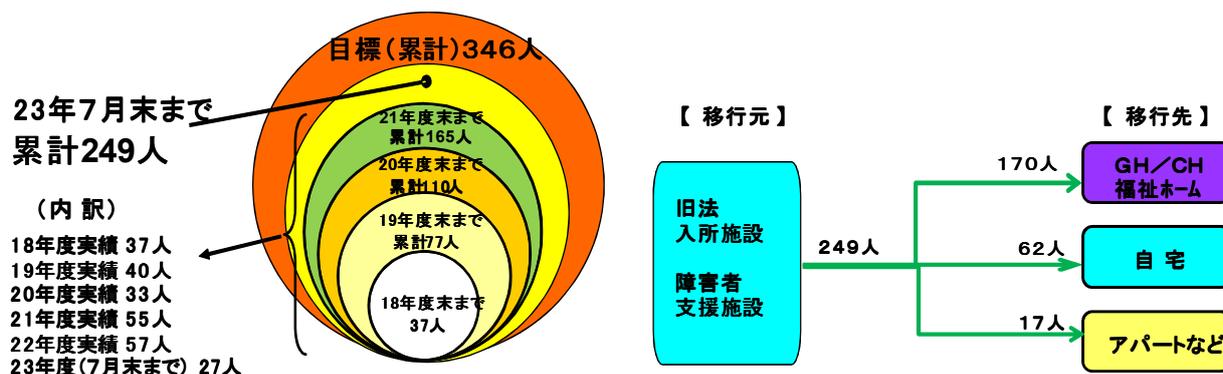
(施設入所者数)  
平成17年10月1日時点から1割以上削減を基本

(1) これまでの実績

第2期計画では、平成23年度末までに346人が入所施設から地域生活へ移行するとともに、施設入所者数を1,158人まで削減することを目標としていました。

これに対して、平成23年7月末時点で、目標の約72%となる249人が地域生活に移行しており、移行先の内訳としては、グループホームやケアホームが170人と最も多く、次いで自宅が62人、アパートなどが17人となっています。

また、施設入所者は、平成23年7月末時点で1,315人となっています。



(2) 目標設定の考え方等

施設整備への助成制度の活用などにより、これまで以上にグループホーム等の整備が進み、地域での住まいの場が確保されていくことが見込まれることから、第3期計画では、平成23年7月末までに地域生活に移行した249人を含め、411人が地域生活へ移行することを目指すとともに、施設入所者数については、平成17年10月1日時点の入所者数と比べて172人少ない1,211人に目標を設定します。

(3) 目標達成への取り組み

<地域における相談支援体制等の充実>

- 身近な地域で必要な支援やサービスが受けられるよう、市町村や事業所など関係機関と連携しながら、地域の相談支援体制の充実に努めます。

具体的には、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置や専門職員を配置した指定相談支援事業所の事業者への委託の推進に取り組むとともに、平成24年度より創設される地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の実施により、障害のある人が地域で必要なサービスを受けながら安心して生活できる体制づくりを推進します。

- 障害のある人の地域での自立した生活を支えるため、市町村や関係事業所などと連携を図りながら、訪問系サービスや、短期入所、地域生活支援事業など、在宅サービスの充実に努めます。

<地域における住まいの場の確保>

- 地域での自立した生活を希望する障害のある人の住まいの場となるグループホームやケアホームの充実を図るため、施設整備などに対する助成を行いながら積極的に整備を進めます。
- 遊休の施設、建物の活用や住宅の空き情報の共有など、関係機関との連携を図りながら、地域での住まいの場の確保に取り組みます。
- 自宅を移行後の生活の場として希望する方に対し、住宅改造への助成などを行うことにより、地域での住環境整備を進めます。

<障害や障害のある人に対する理解の促進>

- 障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、障害や障害のある人に対する正しい理解が必要です。  
このため、学校や地域での福祉教育を進めるとともに、県・市町村の広報媒体やイベントの開催などの啓発活動を通じて、障害や障害のある人についての県民の正しい理解を促進します。  
また、障害者団体や福祉団体などが主体的に行う広報啓発活動を支援します。

---

※1 入所施設

ここでは、障害者支援施設、身体障害者療護施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設を指します。

- ※2 児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除きます。

## 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成 26 年度における 1 年未満入院者の平均退院率の目標	<b>84%</b>
<p>平成 26 年度における入院期間が 5 年以上かつ 65 歳以上の入院者のうち、家庭復帰及び高齢者施設等への退院者の目標</p> <p>(参考) 国の示した指標に基づく目標値 8 人/月          入院期間 5 年以上かつ 65 歳以上の退院者の数 (身体的疾患による転院・転科及び死亡退院を含む) ※直近 1 年間の平均 7 人/月</p>	<b>24 人</b>

### (1) これまでの実績

第 2 期計画では、退院可能精神障害者について、平成 20 年 7 月末までに地域生活に移行した 100 人を含めて、419 人が地域生活へ移行することを目指しました。

また、精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施により地域生活に移行する人の目標については、平成 20 年度に実施した退院可能精神障害者の実態調査などを踏まえながら、27 人を目標値としました。

その結果、目標数 419 人のうち、平成 23 年 9 月末までに 137 人が精神科病院から退院しました。また、平成 21 年 4 月から 23 年 11 月末までに精神障害者地域移行支援特別対策事業を利用して 12 人が地域移行しました。

### (2) 第 3 期計画における指標

国の基本指針では、社会的入院の解消に向けて、第 3 期計画における精神科病院からの退院の促進に関する数値目標として、新たな指標が次のとおり示されました。

着眼点	考え方	指標
① 1 年未満入院者の平均退院率	急性期の入院期間を短期化し入院長期化を防ぐ。	平成 26 年度における平均退院率を現在より 7%相当分増加させる
② 入院期間が 5 年以上かつ 65 歳以上の退院者数	長期入院者、特に年々増加している 65 歳以上の退院を促進。	平成 26 年度における入院期間が 5 年以上かつ 65 歳以上の退院者数を、現在よりも 20%増加させる

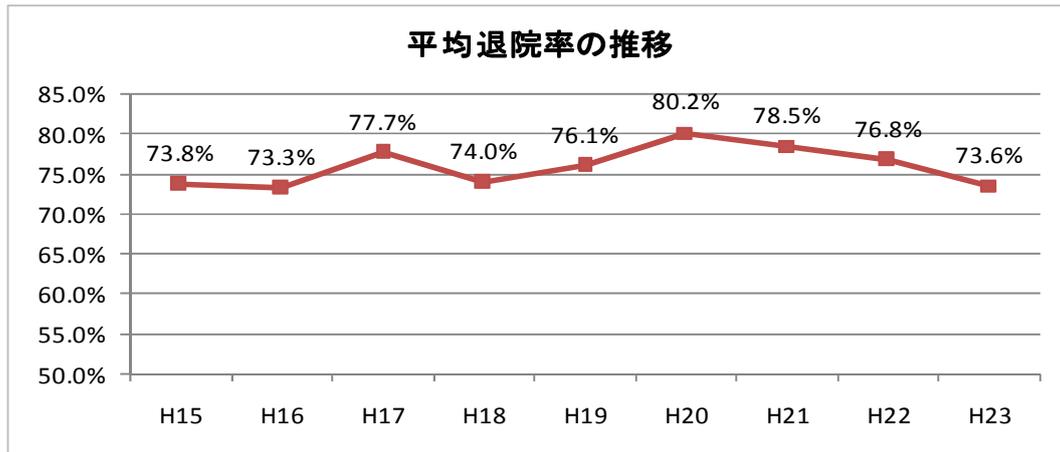
(3) 目標設定の考え方等

① 1年未満入院者の平均退院率

本県の精神科病院の1年未満の入院患者数は、平成23年6月30日現在1,146人となっており（15p、図Ⅱ－3－2参照。）、平均退院率は73.6%となっています。

目標設定にあたっては、平均退院率に年ごとの数値にばらつきがあることから（図Ⅲ－2－1参照）、直近の平成21年から23年の3カ年の平均値である76.3%から7%の増加を見込んだ84%を目標値とします。

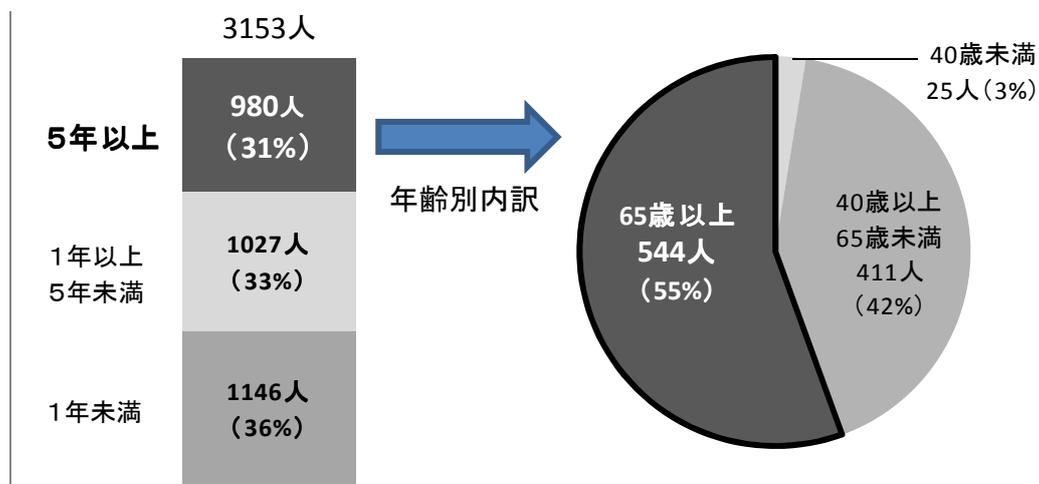
■ 図Ⅲ－2－1 平均退院率の推移



②入院期間が5年以上かつ65歳以上の退院者数

本県の精神科病院の5年以上の入院患者数は、平成23年6月30日現在980人となっており（15p、図Ⅱ－3－2参照。）、そのうち、65歳以上の方が半数以上を占めています。（図Ⅲ－2－2参照。）

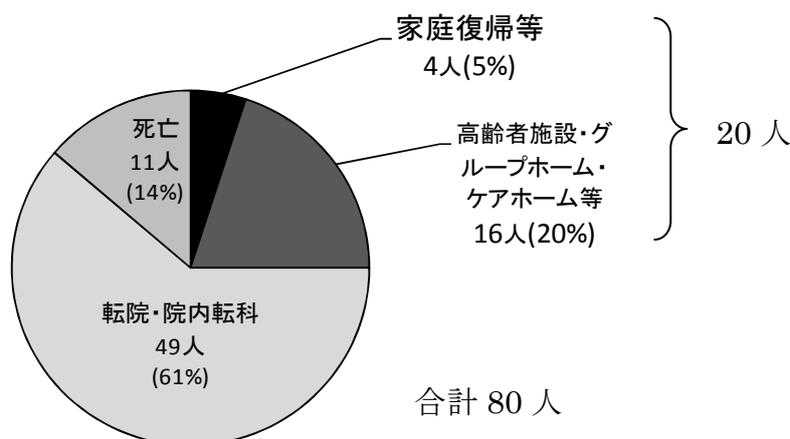
■ 図Ⅲ－2－2 5年以上入院患者の年齢別内訳（平成23年6月30日現在）



目標設定にあたっては、国の示した指標による目標値では、身体的疾患によって転院・院内転科をした場合や死亡による退院が含まれるため、高知県における目標値としては、それらの数を除いた家庭復帰及び高齢者施設等への退院者の数を用いることとします。

また、国の指標では月単位の目標値となっていますが、月ごとの退院者は少数かつばらつきがあるため、直近の1年間の合計値（平成22年12月～23年11月）である20人から20%の増加を見込んだ24人を目標値とします。（図Ⅲ－2－3参照）

■ 図Ⅲ－2－3 入院期間が5年以上かつ65歳以上の退院患者の内訳  
（平成22年12月～平成23年11月）



#### (4) 目標達成への取り組み

- 「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」\*<sup>1</sup>により地域体制整備コーディネーターを圏域ごとに配置し、精神科病院や施設に対して、地域移行や地域定着支援の取り組みを促進するために必要な働きかけを行うとともに、市町村、障害福祉サービス事業者など関係機関との連携体制を構築していきます。
- 平成24年度からの改正自立支援法の施行に伴い、「地域移行支援」\*<sup>2</sup>や「地域定着支援」\*<sup>3</sup>を実施する指定一般相談支援事業所とサービス等利用計画を作成し地域生活の支援を行う指定特定相談支援事業所の設置を促進し、市町村、障害福祉サービス事業者と連携して相談支援体制の充実を図ります。
- 精神障害者アウトリーチ推進事業\*<sup>4</sup>を実施し、治療中断等による病状悪化や長期入院後の地域生活への不安などに対応し、在宅が継続できるよう環境を整えて、再入院を防ぎます。

- 精神障害者が地域で安心して生活ができるよう、日中の活動の場として、創作的活動・生産活動や交流活動の機会を提供する地域活動支援センターや生活訓練など日中活動系サービスの充実を図ります。
- 入院からの地域生活への移行を進めていくためには、地域での住まいの場となるグループホーム等の確保が必要であることから、施設整備に対する助成を行いながら積極的に整備を進めるとともに、地域の遊休資産やアパートなど既存施設の活用などを図ることにより、地域での住まいの場の確保に努めます。
- 精神障害者が地域で暮らしていくためには、精神障害者を受け入れる地域の住民が、精神障害について理解を深めることが必要ですので、精神障害についての正しい知識の普及や啓発活動などを通じて、地域住民の理解を進めていきます。

---

※1 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

病院や施設に対して地域移行・地域定着支援の実施に必要な協力を得るための働きかけを行う地域体制整備コーディネーターを配置する事業です。

※2 地域移行支援

長期に精神科病院に入院している人等が地域移行する際に入院中から住居の確保や新生活の準備等についての支援を行う事業です。

※3 地域定着支援

地域生活をしている障害者等に対し、24時間の連絡相談等のサポートを行う事業です。

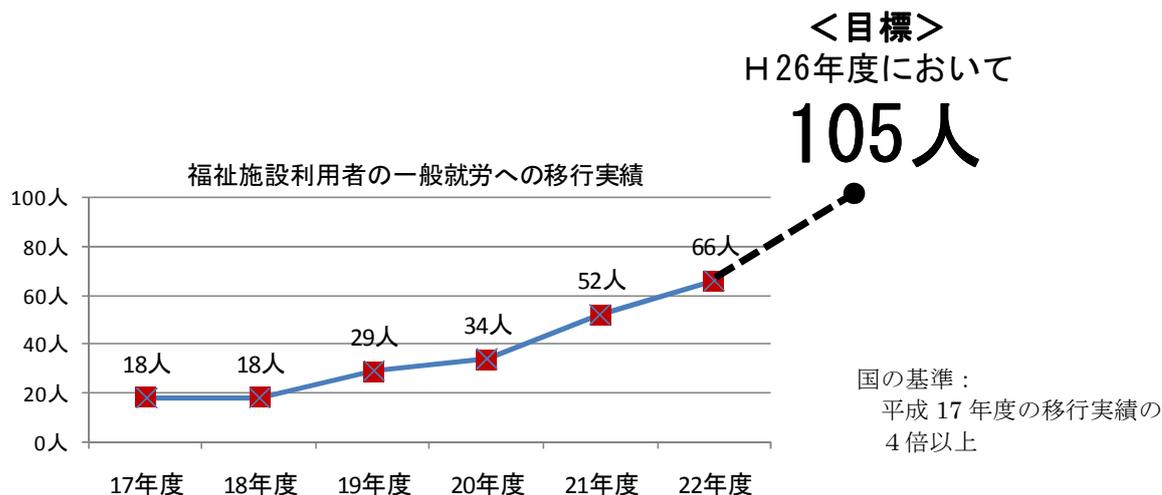
※4 精神障害者アウトリーチ推進事業

未治療の者や治療中断している者等（治療契約等が交わされていない者）に対し、専門職がチームを組んで、必要に応じて訪問支援を行う「アウトリーチ」により、保健・医療・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を実施することにより、在宅生活の継続を可能にすることを旨とする事業です。

### 3 福祉施設から一般就労への移行等

#### (1) 福祉施設の利用から一般就労への移行

平成 26 年度における 福祉施設から一般就労へ移行する人の目標	<b>105 人</b>
-------------------------------------	--------------



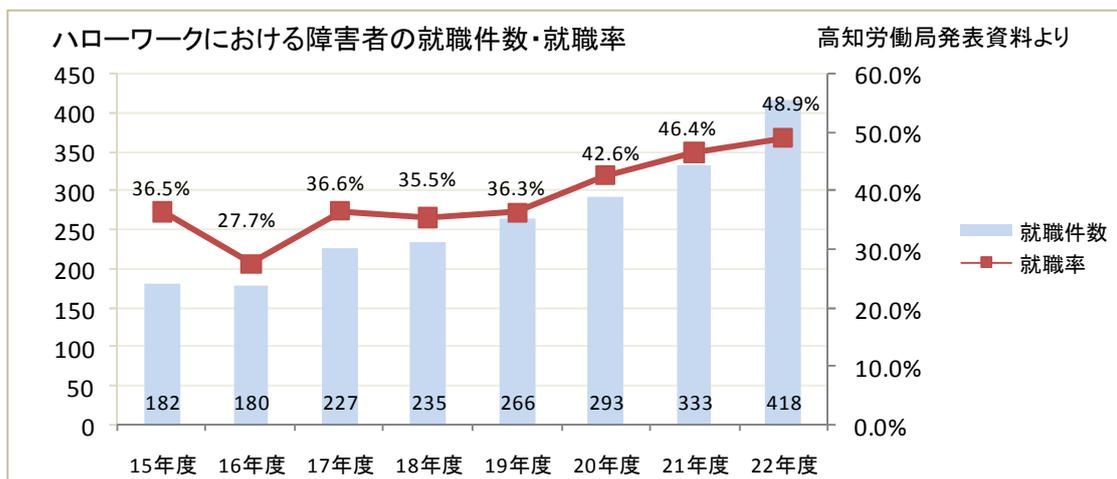
#### ① これまでの実績

福祉施設の利用から一般就労へ移行した人は、平成 20 年度は 34 人でしたが、就労移行支援事業・就労継続支援事業の利用者数の増加に伴い、平成 21 年度は 52 人、平成 22 年度は第 2 期計画の目標値 99 人の約 67%となる 66 人に増加しています。

(表Ⅲ－3－1 参照)

また、公共職業安定所（ハローワーク）における障害者の就職件数・就職率は、平成 22 年度で 418 件・48.9%と 6 年連続で過去最高を記録しており、障害のある人の就職は増加している状況です。(図Ⅲ－3－1 参照)

■ 図Ⅲ－3－1 公共職業安定所における障害者の就職件数・就職率



■ 表Ⅲ－３－１ 福祉施設から一般就労への移行の状況（平成 21、平成 22 年度）

	平成 21 年度					平成 22 年度				
	総 数	身体 障害	知的 障害	精神 障害	発達 障害	総 数	身体 障害	知的 障害	精神 障害	発達 障害
身体障害者療護施設										
身体障害者更生施設										
身体障害者授産施設	2	2				2	1		1	
身体障害者小規模通所授産施設										
知的障害者更生施設	3		3			2		2		
知的障害者授産施設	3		3			1		1		
精神障害者授産施設										
精神障害者小規模通所授産施設	1			1		3			3	
生活介護事業所						1	1			
自立訓練（機能訓練）事業所										
自立訓練（生活訓練）事業所										
就労移行支援事業所	22	2	13	6	1	35	8	18	10	
就労継続支援（A型）事業所	7	3	2	2		3	1	2		
就労継続支援（B型）事業所	8	1	3	4		14	3	1	9	1
地域活動支援センター	6			6		5		1	4	
計	52	8	24	19	1	66	14	25	27	1

（注）平成 22 年度は、身体障害と知的障害の重複している人が 1 人いたため、内訳数の合計値と、総数の数値が一致しない。

② 目標設定の考え方等

就労移行支援事業・就労継続支援事業の利用者数は今後も増加すると見込まれることから、第 3 期計画での平成 26 年度における一般就労へ移行する人の数値目標は、平成 22 年度に福祉施設から一般就労へ移行した 66 人の約 1.6 倍となる 105 人を目標として設定します。

③ 目標達成への取組み

○ 労働局、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター<sub>(※1)</sub>等の就労支援機関や就労移行支援事業所等が連携して、障害のある人への就労支援に取り組みます。

○ 企業等に対しては、障害のある人の雇用促進のための諸制度の周知を、また、特別支援学校在校生の保護者に対しては、卒業後の進路の選択肢を拡げていくための啓発活動なども引き続き行います。

- 今後有望な介護分野や農業分野への就労を促進するため、特別支援学校在校生などを対象としたホームヘルパー2級課程の資格取得研修の実施や、担い手が不足している農業分野の仕事を障害者施設が受注できるよう農家と施設の仕事の橋渡しを行うほか、農産物の栽培管理や加工技術の習得を支援します。
- 障害者就業・生活支援センターについては、就職に向けての訓練や職場定着のための相談や援助、或いは日常生活や社会生活上の支援など、雇用面・生活面の一体的な支援により雇用の促進や職業の安定を図る機能を有していることから、全ての障害保健福祉圏域において設置し、就労に向けた支援を行います。
- 目標達成に関連のある、公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数などの項目については、過去3カ年の実績を踏まえて、それぞれ次のとおり目標値を設定し、関係機関と連携・協働しながら、計画的に取り組みます。

(2) 公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数

平成 26 年度における目標	内 容
<b>79 人</b>	平成 26 年度において公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から一般就労へ移行する人の数

※平成 20～22 年度に福祉施設から一般就労へ移行した人のうち、公共職業安定所を利用した人の割合 75% (以下同。)

(3) 障害者委託訓練事業<sup>(※2)</sup>の受講者数

平成 26 年度における目標	内 容
<b>37 人</b>	平成 26 年度の福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、障害者委託訓練を受講する人の数

※障害者委託訓練を利用した人の割合 約 36%

(4) 障害者試行雇用 (トライアル雇用) 事業<sup>(※3)</sup>の開始者数

平成 26 年度における目標	内 容
<b>59 人</b>	平成 26 年度の福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、障害者試行雇用事業を開始する人の数

※障害者試行雇用 (トライアル雇用) を利用した人の割合 約 56%

(5) 職場適応援助者（ジョブコーチ）<sup>（※4）</sup>による支援の対象者数

平成 26 年度における目標	内 容
<b>32 人</b>	平成 26 年度の福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、職場適応援助者による支援の対象となる人の数

※職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援を利用した人の割合 約 31%

(6) 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

平成 26 年度における目標	内 容
<b>48 人</b>	平成 26 年度の福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、障害者就業・生活支援センターの支援を受ける人の数

※障害者就業・生活支援センターを利用した人の割合 約 45%

(7) 障害者就業・生活支援センターの設置数

平成 26 年度における目標	内 容
<b>5 ヶ所</b>	平成 26 年度における障害者就業・生活支援センターの設置数

---

※1 障害者就業・生活支援センター

障害のある人が就労し、経済的に自立していくため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行う機関です。

※2 障害者委託訓練事業

就職に必要な知識や技能を修得するため、企業や民間教育訓練機関等において、OA 事務講習や職場体験などの職業訓練を行う事業をいいます。

※3 障害者試行雇用（トライアル雇用）事業

企業などの事業所が、障害のある人を試行雇用（トライアル雇用）することにより、その適性などを見極め、相互理解を促進することで、本格的な雇用に取り組むきっかけを作る事業をいいます。

※4 職場適応援助者（ジョブコーチ）事業

障害のある人や事業主などに対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施する事業をいいます。